

令和3年3月30日（火）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、森松工業（株）（所在地 岐阜県本巣市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コウジ

太田 孝二（内線2511）

○総務部契約課課長補佐

カヤマ ヒロ

中山 洋子（内線2517）

総務部契約管理官

カミヤマ テルヨシ

上妻 照由（内線5880）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
森松工業（株）	岐阜県本巣市見延 1 4 3 0 - 8

2. 指名停止措置期間

令和3年3月30日から令和3年4月29日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の一般役員等（執行役員）は、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事2件において、同社製の配水タンクが納入しやすくなるように工事の仕様書を作成してもらった見返りとして、赤穂市職員（浄水施設担当課長）に対し現金約220万円を渡したとして、令和3年1月23日、兵庫県警に贈賄容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の一般役員等（執行役員）が、贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号（贈賄）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第4号>

措置要件	期間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上9 カ月以内 1 カ月以上3 カ月以内